

# 感染症の登園基準

こども園は、乳幼児が集団で長時間生活を共にする場です。感染症の集団発症や流行をできるだけ防ぐことはもちろん、一人一人の子どもが一日快適に生活できることが大切です。感染力のある期間に配慮し、子どもが園での集団生活に適応できる状態に回復してから登園するよう、ご配慮ください。なお、**提出書類**は事務室にてご用意しております。

## ■ 「インフルエンザ発症時の体温測定表」を提出する感染症

感染症名	感染しやすい期間	登園のめやす
インフルエンザ	症状が有る期間（発症前24時間から発病後3日程度までが最も感染力が強い）	発症した後5日を経過し、かつ解熱した後3日を経過していること

## ■ 医師が「意見書」を記入することが考えられる感染症

感染症名	感染しやすい期間	登園のめやす
ましん（はしか）	発症1日前から発しん出現後の4日後まで	解熱後3日を経過していること
ふうしん	発しん出現の7日前から7日後くらい	発疹が消失していること
みずぼうそう（水痘）	発しん出現1～2日前から痂皮（かさぶた）形成まで	すべての発しんが痂皮（かさぶた）化していること
おたふくかぜ（流行性耳下腺炎）	発症3日前から耳下腺腫脹後4日	耳下腺、顎下腺、舌下腺の腫脹が発現してから5日を経過するまで、かつ全身状態が良好になっていること
けっかく結核	—	医師により感染の恐れがないと認められていること
プール熱（咽頭結膜熱）	発熱、充血等症状が出現した数日間	発熱、充血等の主な症状が消失した後2日経過していること
りゅうこうせい かくけつまくえん 流行性角結膜炎（はやり目）	充血、目やに等症状が出現した数日間	結膜炎の症状が消失していること
ひやくにちげき 百日咳	抗菌薬を服用しない場合、咳出現後3週間を経過するまで	特有の咳が消失していること又は適正な抗菌性物質製剤による5日間の治療が終了していること
ちようかんしゅつせいでいちょうきんかんせんしやう 腸管出血性大腸菌感染症（O157、O26、O111等）	—	医師より感染の恐れがないと認められていること
きゅうせい しゅつせいでい 急性出血性結膜炎	—	医師より感染の恐れがないと認められていること
ずいまくえん せんせい ずいまくえん 髄膜炎菌性髄膜炎（侵襲性髄膜炎菌感染症）	—	医師より感染の恐れがないと認められていること

## ■ 医師の診断を受け、保護者が「登園届」を記入することが考えられる感染症

感染症名	感染しやすい期間	登園のめやす
ようれんきん かんせんしやう 溶連菌感染症	適切な抗菌薬治療を開始する前と開始後1日間	抗菌薬内服後24～48時間経過していること
まいこぷらズマ肺炎	適切な抗菌薬治療を開始する前と開始後数日間	発熱や激しい咳が治まっていること
てあしくちびやう 手足口病	手足や口腔内に水疱・潰瘍が発症した数日間	発熱や口腔内の水疱・潰瘍の影響がなく普段の食事がとれること
びやう せんせいこうはん リンゴ病（伝染性紅斑）	発疹出現前の1週間	全身状態が良いこと
せいちやうえん ウイルス性胃腸炎（ノロ、ロタ、アデノウイルス等）	症状のある間と、症状消失後1週間（量は減少していくが数週間ウイルスを排泄しているので注意が必要）	嘔吐、下痢等の症状が治まり、普段の食事がとれること
へるぱんぎーな	急性期の数日間（便の中に1か月程度ウイルスを排泄しているので注意が必要）	発熱や口腔内の水疱・潰瘍の影響がなく普段の食事がとれること
かんせんしやう RSウイルス感染症	呼吸器症状のある間	呼吸器症状が消失し、全身状態が良いこと
たいじやうほう 帯状疱疹	水疱を形成している間	すべての発疹が痂皮（かさぶた）化していること
とつぱつせい ほつ 突発性発しん	—	解熱し機嫌がよく全身状態が良いこと

\*感染しやすい期間を明確に提示できない感染症については(―)としています。  
参照) 保育所における感染症対策ガイドライン 2018年改訂版（厚生労働省）

- 上記以外の感染症につきましては、お問い合わせください。
- 新型コロナウイルス感染症につきましては、保健所や医療機関等の指示に基づき対応いたします。